

令和8年度豊明市子連れ出勤普及啓発事業業務委託に係る書面審査実施要領(追加募集分)

1. 目的

本要領は、子どもを帯同して行う勤務(以下「子連れ出勤」という。)を推進し、子どもと子育て家庭に温かい地域づくりの機運醸成を図るため、子連れ出勤普及啓発事業を実施する委託事業者の選定にあたり、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1)業務名

令和8年度豊明市子連れ出勤普及啓発事業業務

(2)業務内容

別紙「令和8年度豊明市子連れ出勤普及啓発事業業務委託仕様書(追加募集分)」のとおりに

(3)業務期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

(4)委託事業所数

5事業所(うち4事業所を追加募集する)

3. 委託金額

業務委託料の上限額は1事業所あたり 50,000 円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とする。

4. 実施形式

書面審査

※必要に応じて訪問または電話にて聞き取りを行う。

5. スケジュール

令和8年8月5日(水) 追加募集開始

令和8年11月30日(月) 応募受付締切

※随時書面審査を行い、委託事業所を選定する。

※応募受付締切前であっても、委託事業者が5事業所に達した時点で受付を締切る。

6. 応募資格

(1)次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

①豊明市内に所在地を有する事業所であること。

②事業の趣旨を十分に理解し、業務期間終了後も子連れ出勤制度を継続すること。

③事業を遂行するにあたり、体制整備(事業所内のルール作りや環境整備など)を行うことができること。(子連れ出勤の実施に必要な備品又は消耗品の購入に要した費用は、市の補助金交付対象(上限 10 万円)となる。)

④次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- イ 豊明市暴力団排除条例(平成24年豊明市条例第24号)に定める暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- ウ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- カ 破産者で復権を得ない者
- キ 役員のうちにアからカまでのいずれかに該当する者を含む者
- ク アからキまでに掲げる者のほか、その行った事業(過去5年以内に行ったものに限る。)に関して関係法令の違反その他の不適切な行為をした等の理由により、事業を行わせることが不適切であると認められる者

7. 応募の手続き

(1)提出書類

応募を希望する事業者は、本実施要領、仕様書を理解した上で、次に掲げる書類を提出する。

- ①令和8年度子連れ出勤普及啓発事業 申込書(様式1)・・・1部
- ②応募資格誓約書(様式2)・・・1部
- ③応募シート(様式3)・・・1部

(2)提出方法

次の方法のいずれかの方法により提出する。

- ①持参
- ②メール(件名を「子連れ出勤普及啓発事業」とする。)
- ③郵送(提出期日までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。)

(3)提出期日

令和8年11月30日(月) 午後5時まで

(4)提出先

豊明市健康福祉部子育て支援課 (E-mail : koshien@city.toyoake.lg.jp)

8. 審査及び選定等

審査は以下のとおりとする。

(1)日時

随時

(2)審査項目及び審査基準

- ・応募動機:5点
- ・事業所内における子連れ出勤体制整備について:5点
- ・本市との連携について:5点

計15点

(3)選定方法

書面にて内部審査を行い上記の合計点が9点以上の事業所を選定する。

なお、必要に応じて訪問または電話にて聞き取りを行う。

(4)結果通知

審査結果は、選定後速やかに応募事業者へ書面にて通知する。

9. 留意事項

(1)費用負担

提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者負担とする。

(2)応募辞退の場合

書類提出後、都合により辞退することになった場合は、速やかに辞退届を豊明市健康福祉部子育て支援課に提出すること。

(3)失格事項

業務期間において応募資格要件に抵触する問題が生じた場合には、委託を取消すものとする。

10. 問合せ先

〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1番地1

豊明市健康福祉部子育て支援課

TEL0562-85-3950

E-mail:koshien@city.toyoake.lg.jp